

第 1 一般原則

1 談合情報の確認及び通報

- (1) 四国中央市公営企業（以下「公営企業」という。）が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事（(建設工事に関する調査、測量及び設計業務を含む。）、製造の請負、物品の購入（物品の修繕及び印刷製本を含む。）及び業務委託（以下これらを「公営企業工事等」という。）の競争入札の談合に関する情報（以下「談合情報」という。）を入手した場合（新聞等の報道により当該談合情報を把握した場合を含む。以下同じ。）には、当該談合情報の提供者（以下「情報提供者」という。）の氏名及び連絡先等を確認の上、直ちに四国中央市公営企業公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務を処理する公営企業契約担当課（以下「事務局」という。）に通報するとともに、談合情報報告書（様式第 1 号。以下「報告書」という。）を事務局に提出するものとする。
- (2) 報道機関から談合情報を入手した場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう当該報道機関に要請するものとする。

2 委員会の審議

- (1) 事務局は、談合情報の通報を受けた場合には、速やかに委員会の委員長（以下「委員長」という。）に報告するものとする。
- (2) 委員長は、前号により事務局から報告を受けたときは、委員会を招集するものとする。
- (3) 委員会は、通報を受けた談合情報の信ぴょう性及び当該談合情報について第 2 の具体的な対応をするかどうかを審議する。この場合において、第 2 の具体的な対応をする判断基準は、次に掲げる事項に基づき、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に定める情報が確認されたときとするものとする。

ア 情報提供者の氏名、連絡先等

イ 談合情報に係る公営企業工事等の名称及び発注機関名

ウ 落札予定業者名

エ 落札予定金額

オ 具体的な談合情報の入手先（情報源）

カ 談合が行われた日時及び場所並びに具体的な談合の方法

キ 談合に関与した者の名称等

ク 談合の取りまとめ等を行った者の氏名

ケ 落札予定業者の決定方法

区 分	情 報
情報提供が開札前であり、情報提供者が実名である場合	アからエまでのすべてとオからケまでのうち 1 項目以上が確認されたとき
情報提供が開札前であり、情報提供者が匿名である場合	イからオまでのすべてとカからケまでのうち 1 項目以上が確認されたとき

情報提供が開札前であり、情報提供者が報道機関である場合	アからエまでのすべてとオからケまでのうち1項目以上が確認されたとき
情報提供が開札後である場合	ア及びオのすべてとカからケまでのうち2項目以上が確認されたとき
上記の基準を満たさない場合	発注者が公表していない情報又は談合に参加した者以外には知り得ないと判断される情報が確認されたとき

(4) 前号による委員会の審議の結果、第2の具体的な対応をとらず入札を執行した場合において、開札の結果、談合情報にあった落札予定業者及び落札予定金額が当該入札の最低価格応札者及び最低応札価格と一致するときは、入札執行者は、落札の決定を保留することができるものとする。この場合において、委員会は、当該談合情報の信ぴょう性及び第2の具体的な対応をするかどうかを審議する。

(5) 委員会は、第2の具体的な対応をすると判断した場合において、入札価格算出の基礎となった資料（以下「工事費内訳書」という。）の提出を求めている入札であるときは、入札日及び契約日の関係から事情聴取を行う等あらかじめ工事費内訳書の提出を要請する時間的余裕がないこと、発注の遅れによる工事若しくは業務の期間又は納入期限への影響及び工事費内訳書の確認の必要性等を考慮し、工事費内訳書の確認をするかどうかを審議する。

3 公正取引委員会及び愛媛県四国中央警察署への通報

前項第3号又は第4号により委員会において第2の具体的な対応をすることとした談合情報については、公正取引委員会及び愛媛県四国中央警察署に通報するものとする。

4 報道機関に対する対応

(1) 談合情報を入手した場合において、報道機関から公営企業の対応について説明を求められたときは、事務局がこれに対応するものとする。ただし、委員長が指名する者に対応させることを妨げない。

(2) 前号に規定する場合において、当該談合情報を公正取引委員会及び愛媛県四国中央警察署へ通報しているときにあっては、その旨を明らかにするものとする。

第2 具体的な対応

談合情報については、次のとおり対応するものとする。

1 競争入札執行前に談合情報を入手した場合

(1) 公正取引委員会及び愛媛県四国中央警察署への通報

委員長は、第1の第2項第3号又は第4号により委員会において談合情報について具体的な対応をすることとしたときは、当該委員会の終了後、速やかに、談合情報通報書（様式第2号）に談合情報報告書の写しを添えて公正取引委員会四国支所長及び愛媛県四国中央警察署長に通報するものとする。

(2) 事情聴取

ア 談合情報を入手した公営企業工事等の競争入札に参加しようとする者全員（公募型指名競争入札の場合は、参加資格を有する者全員）に対して、速やかに事情聴取を行うものとする。ただし、当該競争入札が一般競争入札である場合にあっては、当該入札に参加するため、入札公告に記載された方法により、入札参加資格審査申請書を市へ提出した者全員を対象とするものとする。

イ 事情聴取は、入札執行前に行うものとする。ただし、入札執行前に行うことが困難と認められるときは、当該入札の開始時刻又は入札日を繰り下げるものとする。

ウ 事情聴取を行ったときは、事情聴取書（様式第3号）を作成するものとし、事情聴取後において誓約書（様式第4号）を提出させるものとする。

エ 事務局は、事情聴取の結果を委員会に報告するものとする。

オ 委員会は、エの報告に基づき、談合の事実の有無及び入札の執行の適否を審議するものとする。

カ 入札執行者は、オの結果に基づき、入札を中止し、又は入札を執行するものとする。

(3) 入札執行

ア 入札執行者は、入札会場において、「委員会で審議した上、落札の決定をする旨」及び「審議の結果、明らかに談合の事実があったと認められるときは、当該入札を無効とする旨」を告げて入札を執行し、落札の決定を保留するものとする。

イ アの場合においては、当該入札に参加した者全員に対し、第1回目の入札に際し工事費内訳書を提出するよう要請するものとする。

ウ アにより落札の決定を保留した入札について、積算担当者（積算内容を把握している職員をいう。以下同じ。）は、イにより提出された工事費内訳書に談合の形跡がないか入念に審査し、不明な点があるときは、積算担当者を含む複数の職員が当該工事費内訳書の作成責任者から事情聴取をするものとする。

エ 第1の第2項第5号により工事費内訳書の確認を要しないと判断された場合は、イ及びウは行わないものとする。

(4) 委員会に対する報告及び委員会の審議

ア 事務局は、誓約書の受理及び工事費内訳書の審査を行ったときは、その結果を委員会に報告するものとする。

イ 委員会は、アの報告に基づき、談合の事実の有無及び入札の効力を審議するものとする。

ウ 入札執行者は、イの結果に基づき、当該入札を無効とし、又は当該落札を決定するものとする。

(5) 委員会の判断方法

委員会は、第2号オ又は前号イの審議において、談合の事実があったと認められる場合又は情報提供者若しくは情報提供者以外の第三者から信ぴょう性が高いと判断される情報を入手した場合、入札執行状況若しくは工事費内訳書に不審な点がある場合等明らかに談合の事実があったと認められるまでには至らないが入札を継続することが適当でないと認められる場合は、入札を中止又は無効とするべき旨の判断をするものとする。

(6) 公正取引委員会及び愛媛県四国中央警察署への対応状況の通報

委員長は、談合情報についての対応が終了したときは、速やかに談合情報通報書に次に掲げる書類を添えて公正取引委員会四国支所長及び愛媛県四国中央警察署長に通報するものとする。

ア 談合情報報告書の写し

イ 事情聴取書の写し

ウ 誓約書の写し

エ 入札執行表の写し

2 競争入札執行後に談合情報を把握した場合

(1) 契約締結前の場合

ア 公正取引委員会及び愛媛県四国中央警察署への通報

第2の第1項第1号と同様とする。

イ 事情聴取

事務局は、談合情報を入手した公営企業工事等の競争入札に参加した者全員（公募型指名競争入札の場合は、参加資格を有する者全員）に対して、速やかに事情聴取を行い、事情聴取書を作成するものとし、事情聴取後において誓約書を提出させるものとする。

ウ 事務局は、事情聴取の結果を委員会に報告するものとする。

エ 委員会は、ウの報告に基づき、談合の事実の有無及び落札の適否を審議するものとする。

オ 入札執行者は、エの結果に基づき、当該入札を無効とし、又は落札者と契約を締結するものとする。

カ 委員会の判断方法

委員会は、エの審議において、談合の事実があったと認められる場合又は情報提供者若しくは情報提供者以外の第三者から信ぴょう性が高いと判断される情報を入手した場合、入札執行状況に不審な点がある場合等明らかに談合の事実があったと認められるまでには至らないが契約を締結することが適当でないと認められる場合は、入札を無効とするべき旨の判断をするものとする。

(2) 契約締結後の場合

ア 公正取引委員会及び愛媛県四国中央警察署への通報

第2の第1項第1号と同様とする。

イ 公営企業工事等の一時中断

監督員は、談合情報を入手した公営企業工事等が着工又は着手されている場合は、これを一時中断させるものとする。

ウ 事情聴取

事務局は、談合情報を入手した公営企業工事等の競争入札に参加した者全員に対して、速やかに事情聴取を行い、事情聴取書を作成するものとし、事情聴取後において誓約書を提出させるものとする。

エ 事務局は、事情聴取の結果を委員会に報告するものとする。

オ 委員会は、エの報告に基づき、談合の事実の有無及び当該公営企業工事等の進ちょく状況等を考慮して、当該契約の解除の適否を審議するものとする。

カ 監督員は、オの結果に基づき、談合の事実があったと認められない場合は、一時中断を解除し、公営企業工事等を続行させるものとする。

(3) 履行完了後の場合

ア 公正取引委員会及び愛媛県四国中央警察署への通報

第2の第1項第1号と同様とする。

イ 事情聴取

事務局は、談合情報を入手した公営企業工事等の競争入札に参加した者全員に対して、速やかに事情聴取を行い、事情聴取書を作成するものとし、事情聴取後において誓約書を提出させるものとする。

ウ 事務局は、事情聴取の結果を委員会に報告するものとする。

(4) 公正取引委員会及び愛媛県四国中央警察署への対応状況の通報

第2の第1項第6号と同様とする。

3 第1の第2項第4号により落札の決定を保留した場合

(1) 工事費内訳書の提出要請及び事情聴取等

ア 事務局は、談合情報を入手した公営企業工事等の競争入札に参加した者全員に対して、工事費内訳書を提出するよう要請し、速やかに事情聴取を行い、事情聴取書を作成するものとし、事情聴取後において誓約書を提出させるものとする。

イ 積算担当者は、アにより提出された工事費内訳書に談合の形跡がないか入念に審査し、不明な点があるときは、積算担当者を含む複数の職員が当該工事費内訳書の作成責任者から事情聴取をするものとする。

ウ 第1の第2項第5号で工事費内訳書の確認を要しないと判断された場合は、アの工事費内訳書の提出の要請及びイの事情聴取は行わないものとする。

(2) 委員会に対する報告及び審査会の審議

ア 事務局は、前号の結果を委員会に報告するものとする。

イ 委員会は、アの報告に基づき、談合の事実の有無及び入札の効力を審議するものとする。

ウ 入札執行者は、イの結果に基づき、当該入札を無効とし、又は落札を決定するものとする。

(3) 委員会の判断方法

委員会は、前号イの審議において、談合の事実があったと認められる場合又は入札執行状況若しくは工事費内訳書に不審な点がある場合等明らかに談合の事実があったと認められるまでには至らないが落札を決定することが適当でないと認められる場合は、入札を無効とするべき旨の判断をするものとする。

第3 個別手続の手順等

1 事情聴取の方法

第2の第1項第2号、第2項第1号イ及び第2号ウ並びに第3項第1号の事情聴取の方法は、次のとおりとする。

(1) 事情聴取は、委員長が指名した複数の職員により行わせるものとする。

(2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ事情聴取項目を示した上、面談室において1社ずつ個別に行うものとし、事情聴取項目は、おおむね次のとおりとする。

ア 公営企業工事等の競争入札に先立ち、落札業者が決定している事実があるか否か

イ 公営企業工事等について、他の業者の者と何らかの打合せ又は話合いをしたことがあるか否か

ウ 他の業者の者と何らかの打合せ又は話合いをしたことがある場合はその内容

(3) 事情聴取の実施に当たり、対象者が相互で情報を交換する機会を与えないための措置を講ずるものとする。

2 誓約書の提出等

(1) 第2の第1項第2号ウ、第2項第1号イ、第2号ウ及び第3号イ並びに第3項第1号アの誓約書を提出させる場合には、当該誓約書の写しを公正取引委員会及び愛媛県四国中央警察署に送付する旨を事情聴取の対象者に告知した上、当該対象者から自主的に提出させるものとする。

(2) 第2の第1項第3号アに規定する入札を無効とする旨の注意を促す場合には、別記注意事項を通知するものとする。

3 その他

この訓令の施行に関し必要な事項は、管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により公営企業の管理者の権限を行う市長をいう。）が別に定める。

第4 準用

第1から第3までの規定は、随意契約について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

（四国中央市水道局談合情報対応マニュアルの廃止）

2 四国中央市水道局談合情報対応マニュアル（平成19年四国中央市訓令第34号）は、廃止する。

附 則（平成30年3月30日訓令第11号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に提出されている第3条の規定による改正前の四国中央市水道局談合情報対応マニュアル様式第1号、様式第2号及び様式第4号に規定する書類は、第3条の規定による改正後の四国中央市水道局談合情報対応マニュアル様式第1号、様式第2号及び様式第4号に規定する書類とみなす。

附 則（令和4年3月30日訓令第9号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日訓令第8号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月30日訓令第21号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

（四国中央市水道局談合情報対応マニュアルの一部改正に伴う経過措置）

2 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに提出した第17条の規定による改正前の四国中央市水道局談合情報対応マニュアル様式第2号に規定する通報書は、第17条の規定による改正後の四国中央市公営企業談合情報対応マニュアル様式第2号に規定

する通報書とみなす。

別記

注 意 事 項

- 1 本件入札について談合があったとの通報がありましたが、四国中央市公営企業建設工事等入札者心得（平成23年四国中央市告示第84号）及び四国中央市公営企業物品購入等入札者心得（平成30年四国中央市告示第39号）を遵守し、厳正に入札して下さい。
- 2 入札執行後明らかに談合の事実があったと認められた場合には、四国中央市公営企業契約規程第9条（契約規程第31条及び第40条において準用する場合を含む。）の規定により本件入札は、無効とします。
- 3 情報提供者若しくは情報提供者以外の第三者から信ぴょう性が高いと判断される情報を入手した場合又は入札執行状況若しくは工事費内訳書に不審な点がある場合等明らかに談合の事実があったと認められるまでには至らないが入札を継続することが適当でないと認められる場合は、本件入札を無効とすることがあります。

様式第1号 談合情報報告書

談 合 情 報 報 告 書	
年 月 日	
情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
情報提供者	(1) 氏名 (2) 職業 (3) 連絡先 (住所等) (4) 電話番号
情報手段	☐ 電話 ☐ 書面 ☐ 面接 ☐ 報道 (該当する ☐ にレ印を付けること。)
情報内容	(1) 入札 (予定) 日 年 月 日 () 時 分 (2) 発注部局 (3) 件名 (4) 落札予定業者名 (5) 落札予定金額 (6) 具体的な談合情報の入手先 (情報源) (7) 談合が行われた日及び場所並びに具体的な談合の方法 (8) 談合に関与した者の名称等 (9) 談合の取りまとめ等を行った者の氏名 (10) 落札予定業者の決定方法 (11) 談合情報の他の通報先 (12) 談合に関与した者との関係 (13) 談合情報を提供する理由 (14) その他必要事項
応 答 者	
応答の概要	
処 理 結 果	

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 情報を書面により入手した場合にあっては、当該書面の写し
- (2) 指名業者一覧表、工事概要書その他参考となる資料

様式第2号 談合情報通報書

第 年 月 日
号

公正取引委員会
近畿中国四国事務所四国支所長
愛媛県四国中央警察署長
殿

四国中央市公営企業公正入札調査委員会
委員長

談 合 情 報 に つ い て

四国中央市公営企業所管の (件名) _____ の競争
入札に係る談合情報に関連する次の資料を、別添のとおり送付します。

記

- 1 談合情報報告書の写し
- 2 事情聴取書の写し
- 3 誓約書の写し
- 4 入札執行表の写し

注 記のうち不要のものは、削除して記載すること。

様式第3号 事情聴取書

事 情 聴 取 書 件名 (1) 業 者 名 (2) 被聴取者 (3) 聴 取 者 (4) 日 時 (5) 場 所	
質 問 事 項	聴 取 内 容

様式第4号 誓約書

誓 約 書

年 月 日

四国中央市長 様

商号又は名称
代表者名
担当者名 印

今般の（件名）の競争入札
に関し、次に掲げる事項に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今
後ともこれらを遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会及び愛媛県四国中央警察署に送付されて
も、異議はありません。

刑法（明治40年法律第45号）に抵触することなく、かつ、私的独占の禁止及公正取
引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他関係法令を遵守し、公正及び公
平を害するような行為は、厳に慎むこと。